

チェックリスト [新規就農者育成総合対策【経営開始資金】交付要件確認用]

※1つでも×がある場合は、資金の要件を満たしておりません。
 また、要件を確認するための書類等が必要になります。
 御不明な点等ありましたら、お気軽にお問合せください。

給付要件	チェック内容	確認書類	該当項目に○記入	該当(いつから)
1 年齢				
①	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満である	2の自営就農の5つの要件が全て満たされた時点の年齢	運転免許証等	令和 年 月
2 独立・自営就農				
①	経営農地について、「本人の名義での農地の所有権」又は「利用権」を有していること		農地基本台帳、利用権設定委任契約書、賃借契約書等	令和 年 月
②	本人の名義で、主要な農業機械・施設を所有又は借りている		契約書、領収書等	令和 年 月
③	本人の名義で、生産物や生産資材等の出荷・取引している		取引に係る伝票等	令和 年 月
④	本人の名義の通帳・帳簿で、農産物等の売上げ、経費支出などの経営収支を管理している		通帳、帳簿等	令和 年 月
⑤	本人が農業経営の 主宰権 を有している	農業経営に際し、自分自身の意思で決定をしている	(青年等就農計画・面接等で確認します)	令和 年 月
3 経営の全部、一部継承【該当する場合】				
該当する場合	継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始している ※親元就農等から経営の全部又は一部を継承した時点は、継承される事業に関する事項について、2の①～⑤の要件の一つでも満たした時点となります。就農から前述の時点まで5年間が経過していなければ本要件をクリアすることとなります。		過去の経歴を証明する書類(卒業証明書、就業証明書等)	令和 年 月
	親の経営規模が縮小しないこと、親と部門経営を行う者それぞれが生計が成り立つこと(単なる親の経営を細分化するものではないこと)		(青年等就農計画・面接等で判断します)	/
	給付期間中に新規作目の導入など多角化経営の発展に向けた取組を行うための計画となっている		(青年等就農計画・面接等で確認します)	/
4 夫婦で農業経営【該当する場合】				
該当する場合	家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であると規定されている。		家族経営協定書の写し	令和 年 月
	主要な経営資産を夫婦で共有している(夫婦の共同名義またはそれぞれの所有)		契約書、領収書等	/
	夫婦共に、人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実に見込まれる		/	/

(注)畜産の場合：
 施設(牛舎等)について、親からの貸借でも対象になる。(親の経営規模が縮小しないこと、親と部門経営を行う者それぞれが生計が成り立つことが前提)

裏面へ続く

5 青年等就農計画					
①	青年等就農計画の認定を市から受けている。 (認定新規就農者である)		青年等就農計画の認定書		令和 年 月
②	農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であり、計画達成が実現可能と見込まれる	(青年等就農計画の認定審査時に、収支計画の内容を審査します)	(面接等で判断します)		
6 実質化された人・農地プランへの位置付け等(①か②のいずれか)					
①	実質化された人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる				令和 年 月
②	農地中間管理機構から農地を借りている		農地基本台帳、農地の賃借の契約書等		令和 年 月
7 国の他の給付金の受給有無					
原則、生活費確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない 例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)、経営継承・発展支援事業による補助金		(青年等就農計画・面接等で確認します)	離職票原本等		
8 園芸施設共済等への加入の有無					
園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合には園芸施設共済等に加入している、又は加入することが確実と見込まれる			保険証書等の写し		
7 前年の世帯全体所得					
前年の世帯全体所得が600万円以下であること。 ※600万円を超える場合であっても、生活費確保の観点から切実な事情がある場合には採択は可能		本人を含む、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当	所得証明書		
9 経営意欲					
農業経営者になる強い意欲を有している		(青年等就農計画で確認します)	(面接等で判断します)		
10 経営開始時期					
平成31年4月以降に農業経営を開始している ※2の①～⑤の要件を一つでも満たした時点が、平成31年4月以降である必要があります。			2の書類で農業経営の開始時期を確認		令和 年 月